

埼玉県私立高等学校又は中等教育学校（後期課程）の学科設置及び廃止認可に係る審査基準

埼玉県所轄の私立高等学校又は中等教育学校（後期課程）（以下「私立高等学校等」という。）の学科設置及び廃止の認可について、同法その他の法令の定めるところに従い審査するため、この基準を定める。

第1 基本方針

私立高等学校等の学科設置及び廃止認可は、当該私立高等学校等の学科設置及び廃止が、十分に適正な理由があり、私立学校としての特色のある教育及び魅力ある学校づくりに資すると認められ、かつ、学科設置認可においては、設置する学科が社会的、地域的要請に十分応えるものであり、学科の廃止にあつては、廃止する学科の生徒や教職員の措置が適正である場合で、第2以下の基準に適合するときに行うものとする。

なお、生徒急減期間中は、収容定員増を伴う学科の設置については、当分の間、認可を見合わせる。

第2 学科設置認可の場合

1 名称

名称は、設置しようとする学科の教育内容を適正に表すものであること。

2 施設及び設備

施設及び設備が、法令の規定、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に適合するものであること。また、設置しようとする学科の特色から、特に必要である施設及び設備がある場合は、当該施設及び設備を備えていること。

3 教職員

教職員数が、法令の規定、埼玉県私立小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の設置認可に係る審査及び手続に関する基準並びに埼玉県私立高等学校通信制の課程の設置認可に係る審査基準に適合するものであること。

4 教育課程

教育課程は、設置しようとする学科の教育目標を実現するのに十分なものであること。

5 資金

必要な資金は原則として自己資金（借入金等収入を除く収入による資金をいう）であること。ただし、当該私立高等学校等の教育に支障がないことが確実に認められる場合に限り、その一部を自己資金以外の資金によることができる。

6 既設校

学科を設置しようとする学校法人が埼玉県内に設置する私立高等学校等、中学校、小学校、幼稚園、専修学校又は各種学校の在生徒数が収容定員を著しく超過又は不足していないこと。また、学校の管理運営の適正を期し難いと認められる事実が

ないこと。

第3 学科廃止認可の場合

1 生徒

廃止する学科の生徒について、すべて卒業となる等適切な処置方法が施されていること。

2 教職員

廃止する学科の教職員について、適切な処置方法が施されていること。

3 施設及び設備

廃止する学科の施設及び設備について、適切な処置方法が施されていること。

4 学校備付表簿

廃止する学科に係る学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条の学校備付表簿については、適切な保存方法が施されていること。

第4 計画協議手続

1 学科の設置をしようとする学校法人は、あらかじめ計画協議書に必要書類を添付して知事に提出し、当該計画に対する知事の意見を聴かなければならない。

2 知事は、提示された計画承認申請書等の内容を審査し、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴いた上で、設置予定者に対し設置計画を適当であるとする旨の回答をするものとする。

附則

この審査基準は、平成6年10月1日から施行する。

附則

この審査基準は、平成12年11月21日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成17年11月9日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この審査基準は、平成21年4月1日から施行する。